

少子化対策における「父親支援策」

—自治体による「父親教室」に着目して—

Public Policies for Fathers' Involvement in Child Rearing as Countermeasures
against Decreasing Number of Children

冬木 春子

Haruko FUYUKI

（平成18年10月2日受理）

1 問題意識と目的

わが国においては1970年代以降に父親論が盛んになるが、その議論においては「父親の不在」という概念が一つの展開軸になっていると指摘できよう。たとえば、1970年には初頭まで続いた高度経済成長は家族構造の転換をもたらし、「権威的父親の不在」が問題視された。続く1980年代には、男性労働者に課せられた長時間労働の所産としての「在宅時間の短さ」と「母親の子育て責任の偏重」が問題視され、「父親の物理的不在」が指摘されるようになった。それを受けて1990年代には「育児をしない男性は父親とは言えない」なる標語に象徴される啓発活動が示すように、自治体による「父親の子育て支援」が積極的に展開されるようになっていく¹⁾。

このように、1990年代後半から「父親の育児参加」あるいは「父親の家庭教育」を推進する国、地方自治体などの動きが活発になっているが、その背景にはわが国が直面する少子高齢化が指摘できる。すなわち、少子化の進行によって将来の労働人口不足が予想されるなかで「女子労働者の積極的活用」を可能にするための社会構造の構築が提唱されるようになり²⁾、行政側からも「母親だけが子育てをする」から「母親も父親も子育てをする」さらには「地域で子育てをする」という子育て観への転換がなされたといえよう。

本稿では1990年（平成2年）の「1.57ショック」を契機に開始された国による一連の少子化対策において、「父親」がどのように位置づけられ、「父親支援策」が展開されてきたのかを概観する。それをふまえて、「父親支援策」の中でも「父親の家庭教育支援」に注目し、自治体主催による「父親教室」を取り上げる。これまで就学前児向けの「母親教室」は、母子保健事業あるいは子育て支援事業として取り組みがなされ、孤立した母子をつなぐネットワーク、母子の関係性や子どもの発達にも貢献してきた³⁾。一方、「父親教室」については昨今取り組み始めた自治体がほとんどであり、それについての実態や効果が検証されたことはほとんどなく、課題も明らかにされていない。そこで、本稿は静岡市における「父親教室」に注目し、その参加者を対象にした質問紙および観察調査を通して「父親教室」の実態を明らかにし、「父親支援策」の課題を考察していきたい。

2 少子化対策における「父親」の位置づけおよび「父親支援策」

わが国における少子化対策において「父親」がどのように位置づけられ、支援策が講じられてきたのかを「父親」あるいは「男性の育児」のキーワードをてがかりに見ていく。

(1) 「エンゼルプラン」および「新エンゼルプラン」

前述したように、1990年（平成2年）の「1.57ショック」を契機に国による少子化対策が始まったのであるが、最初の少子化対策は1994（平成6）年に策定された「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）である。この計画では子育てを社会全体で支援していくことをねらいとして、基本的方向に①子育てと仕事の両立支援の推進、②家庭における子育て支援、③子育てのための住宅及び生活環境の整備、④ゆとりある教育の実現と健全育成の推進、⑤子育てコストの軽減を掲げた。そのなかで「子育てに関する相談体制の整備等による家庭教育の充実」にて次のように述べられている。

「親が安心して子どもを生き育てるための家庭教育の充実を図るため、家庭教育に関する学習機会の提供、相談体制の整備や情報提供及び父親の家庭教育への参加促進等により、家庭教育に関する環境整備を行うとともに、幼稚園における教育相談や各種講座の開催など、幼稚園を核とした子育て支援事業を推進する」

また、「父親」あるいは「男性の育児」ではなく「夫婦での家事・育児分担」という観点から次のように述べられている。

「子育ては家庭の持つ重要な機能であることを鑑み、その機能が損なわれないよう、夫婦で家事・育児を分担するような男女共同参画社会をつくりあげていくための環境づくりなどを含め、家庭生活における子育て支援策を強化する」

この具体策として育児休業制度の充実や労働時間の短縮等によって、「働きながらも子育てができる環境」を整備することとなっている。

このように、「家庭教育の充実」あるいは「男女共同参画社会の実現」において「父親の育児参加」が奨励されているが、父親を「育児の主体者」として積極的に位置づけてはいない。例えば、エンゼルプランやそれを実施するために策定された「緊急保育対策等5か年事業」等では「保育サービス」については数値目標が示されているものの、「雇用環境の整備」においては抽象的な表現にとどまっており、「父親支援」の具体策には乏しい。

1999年には「緊急保育対策等5か年事業」が年度末で終了するため、少子化対策推進関係閣僚会議による「少子化対策推進基本方針」が決定された。本方針では、「仕事と子育ての両立支援」や「子育ての負担感の緩和・除去」により「結婚・出産・子育てに臨もうとする若い男女が家庭や子育てに夢を持ち、また子育ての喜びと働く喜びを同時に得ることができる社会を築くための基本的な課題」をあげている。具体的には、「女性の就業を前提とした上で、男女とも仕事と家庭の両立を容易にできるような雇用環境を整備することが重要」として、育児休業や子育てのための時間確保を推進していくこと、さらには固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正等を掲げている。

その中で「家庭教育への支援」に関して次の記述が見られる。

「基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断など基本的な倫理観、社会的マナー、自制心や自立心など『生きる力』の基礎的な資質や能力を培う家庭教育を支援していくため、地域における子育てに関する学習活動を推進する。特に、父親の家庭教育への参加を推

進するため、職場においても家庭教育に関する学習が可能となるよう、企業関係者との連携を図り各種の学習機会を提供するなど、企業における家庭教育支援を推進する」

このように、「女性の就業」を前提とすれば「男女を対象にした仕事と子育ての両立支援」が必要であること、さらには「子どもの健全な発達」を培う家庭において父親の役割が重要であることが方針として述べられ、職場における家庭教育を支援していく方向性が示されている。

この基本方針に基づく重点施策の具体的実施計画として策定されたのが「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」である。この施策では、エンゼルプランと緊急保育対策等5か年事業を見直し、平成16年度までの目標値を保育サービスのみならず、雇用、母子保健、教育等において示している。このなかで、「仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備」において、「育児休業をとりやすく、職場復帰をしやすい環境の整備」として「育児休業給付水準の見直し」や「事業主による育児休業取得者の円滑な職場復帰への支援の促進」があげられている。しかし、極めて低い男性の育児休業取得率の向上については積極的な取り組みはなく、「労働時間短縮等の推進」や「子どもの看護のための休暇制度」については「取り組む」あるいは「検討」という消極的な表現にとどめているだけで、具体的な目標値は明記されていない。同様に、「職場優先の企業風土の是正」についても「意識啓発、広報活動を重点的に実施する」とあるだけで具体策には乏しい。

一方、「地域における家庭教育支援」では「家庭教育手帳・ノートを作成、乳幼児や小・中学生を持つ親に順次配布」とある。「お父さんの子育て手帳」の作成・配布によって、父親の親としての意識の向上を図ろうとする具体策が示されている。

このように、「新エンゼルプラン」では「エンゼルプラン」と同様に、「家庭教育支援」について父親用の「子育て手帳」の作成・配布などの具体策が示されており、「家庭の教育力の低下」が叫ばれている中で、子育てにおける父親の役割を重視する方向性が示されているといえる⁴⁾。一方で、この施策では「働く母親」を前提とした保育サービスの充実に重点が置かれており、父親が「仕事と子育ての両立」を可能にする雇用環境の整備についての具体策には乏しく、「父親」を「育児の主体」として位置づけているとは言い難い。

（2）「少子化対策プラスワン」および「次世代育成支援対策推進法」

2002年には国が策定した「もう一段の少子化対策」すなわち「少子化対策プラスワン」が策定された。そこでは、これまでの取り組みが「子育てと仕事の両立支援の観点から、特に保育に関する施策を中心としたもの」に偏りがみられたこととして、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」「社会保障における次世代支援」「子どもの社会性の向上や自立の促進」という4つの柱に沿った総合的な取り組みを掲げている。

とりわけ「男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現」については、これまでの少子化対策には見られなかった視点を含んでいる。

「少子化の背景にある『家庭よりも仕事を優先する』というこれまでの働き方を見直し、男性を含めた全ての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにする」

具体的には、「子育て期間における残業時間の縮減」「子ども誕生時の父親の休暇取得」「長期休暇の取得の推進」があげられている。さらに、「仕事と子育ての両立の推進」では「男女の育児休業の取得促進のための目標値設定」として「男性の育児休業取得率10%」「子どもの看護のための休暇制度の普及率25%」を掲げている。そして、そのために経済産業省および厚生労働省等関連省庁が一体となって産業界に要請すること、男性を含めて育児休業の取得促進に積極的な企業に対する育児休業取得促進奨

励金の創設が提唱されている。

この「少子化対策プラスワン」は、二つのエンゼルプランが国予算配分上の関係大臣間合意にすぎなかったことの限界を超え、新たな少子化対策を進めるための法律の制定を盛り込んでいる点でより実効性があるとの指摘もなされている（杉山，2004：11）。これを受けて2003年に制定されたのが「次世代育成支援対策推進法」である。この法における基本理念において「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識」が提示され、親の子育て責任をふまえた上で次世代育成支援対策の実施における国及び都道府県、市町村、事業主がそれぞれ国の指針をもとに「行動計画」を策定することが義務づけられた。

このように、「少子化対策プラスワン」においては、これまでの少子化対策において見られなかった視点を含んでいる。この施策では、少子化の背景には「家庭よりも仕事を優先する」という男性を中心とした働き方にあるとして、それが未婚化・晩婚化・夫婦の出生力の低下に直結しているを見なし、これまでの少子化対策において「働く母親」を前提とした「仕事と子育ての両立支援」における保育サービスの充実が中心であったものから、父親を含めたすべての人の「働き方」を施策の対象としたところに一つの転換点が見られよう。

「家庭教育における父親」については、二つのエンゼルプランと同様に、「少子化対策プラスワン」においてもその役割を重視する姿勢があるが、さらに「次世代育成支援対策推進法」においては「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という「親の子育て責任」を明確化させた。このように、「子育ては地域で支援する」としながらも「家庭育児責任」を強調するところに、1970年代後半頃に台頭した「日本型福祉社会論」と共通する方向性が読みとれる。すなわち、地域の共同体や家族を含み資産とする自助・互助を復活させ、公的責任を後退させるという方向性である⁵⁾。エンゼルプラン以降、子育て支援の充実によって「子育ての社会化」が進みつつあるが、敢えて「家庭育児責任」「地域の共同体の再編」を強調させることで、公的責任を後退させようとする行政側の姿勢が見て取れる。

（3）「少子化社会対策大綱」および「子ども・子育て応援プラン」

同年2003年には「少子化社会対策基本法」が制定され、国、地方公共団体、事業主、国民の責務、講ずべき基本的施策の在り方が定められた。この法律に基づき、2004年には「少子化社会対策大綱」が定められた。この法律では、「少子化の流れを変える」ための政府の重要な取組みの方向性と視点を掲げている。そのなかで「父親」に言及した箇所をあげてみる。

「日本では、父親が育児にかかる時間が世界でも突出して少ないことが指摘され、妻の就労の有無にかかわらず、父親が親としての役割を積極的に果たすことが、子育て家庭の育児ストレスや不安の解消のみならず、子どもの健全な育ちのためにも重要になっている。親となった男性がその役割を十分担うことができるよう、職場を始め社会が応援する風土や意識が求められている。」

また、「父親」という文言は含んでいないが次のように述べられている。

「職場優先の風潮などから子どもに対し時間的・精神的に十分向き合うことができている親、無関心や放任といった極端な養育態度の親などの問題が指摘されている」

そして、重点課題として次をあげる。

「妻の就労の有無にかかわらず、男性が育児や教育を含め、親としての役割を積極的に果たしていけるようにするための新たな取組みを推進する」

「父親の育児参加」は①母親の育児ストレスや負担の軽減、②子どもの健全な育ちにとって重要との

認識に立つものの、現在では父親が親としての役割を果たしていない「父親の不在」傾向にあることを指摘し、「妻の就労の有無に関係なく父親が育児を積極的に行えるために育児を支援する社会の構築」を提唱している。

これらの方向性および重点課題を受けて、実践する具体的行動として28項目が挙げられているが、そのうち「父親」を含んだものとして以下があげられる。

「育児休業制度等についての社会全体での目標達成に向け、男性も育児休業を取得できることを含めた普及啓発等に取り組む」

具体的には「男性の育児休業取得率10%」という目標が掲げられ、「男性の子育て参加促進のための父親プログラム等を普及する」とあり、具体策は次のようである。

「男性労働者が子育てのための休暇等（育児休業・看護休暇・年次休暇等）を取得するための取組（例えば、男性の子育て参加のための父親プログラムを労働者自ら作成し、職場全体でプログラムの実施をサポートする取組など）の普及を図る」

また、「次世代育成支援対策推進法」を受けて、企業における行動計画の策定・実施・公表の支援や「仕事と生活の調和」のとれた働き方の実現に向けて、多様な働き方の導入に取り組むこと等があげられている。「家庭教育支援」ではこれまでの対策をほぼ踏襲し、「学習機会や情報の提供」と「相談体制の整備」において「父親の家庭教育への参加」を配慮することがあげられている。

2004年にはこの少子化社会対策大綱に盛り込まれた重点施策の具体的実施計画として「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）」が策定された。少子化社会対策大綱の掲げる4つの重点課題に沿って、国が地方公共団体や企業等とともに計画的に取り組む事項について、2005年度からの5年間に講ずる具体的実施内容と目標を掲げ、概ね10年後を展望した「目指すべき社会」の姿を提示している。重点課題の「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」を以下のように述べる。

「職場優先の風土を変え、働き方の見直しを図り、男性も女性もともに、社会の中で個性と能力を發揮しながら、子育てにしっかりと力と時間を注ぐことができるようにする」

具体的施策には「男性の子育て参加促進に向けた取組の推進」を掲げ、「企業トップを含めた職場の意識改革」をはじめとして5年間の目標について「男性の育児休業取得実績がある企業を計画策定企業の20%以上」と具体的な数値目標をあげている。また、「父親」にターゲットを絞ってはいないものの「長時間にわたる時間外労働を行っている者を1割以上減少」「労働者一人平均年次有給休暇の取得率を55%以上」等の5年間の目標を掲げ、男性のこれまでの働き方を見直し、仕事と生活の調和のとれた働き方の実現が目指されている。そして、目指すべき社会の姿には、「希望する者すべてが安心して育児休業等を取得できる職場環境となる」として、育児休業取得率を男性10%、女性80%にすること、「男性も家庭でしっかりと子どもに向き合う時間が持てる（育児期の男性の育児等の時間が先進国並にする）」ことを示している。

また、「きめ細かい地域子育て支援の展開」では、「老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進」が目標とされている。

「地域の高齢者や子育て中の男性、中・高校生などを含め、老若男女の地域住民が子育て支援活動に主体的に関われるようにし、多世代の交流を促進するため、保育所、児童館、自治会等で地域に開かれた各種子育てに関わる行事等を開催するなどの取組を推進する」

このように、「少子化社会対策大綱」においては、「父親」を母親の育児ストレスや負担の軽減、子どもの健全な育ちにとって重要であると位置づけ、「父親不在」を解決し「育児の主体としての父親」を

支援するための社会のあり方について言及している。「子ども・子育てプラン」では、父親が子どもと過ごす時間を確保できるような「働き方の見直し」を具体的施策に掲げ、父親を「家庭の子育て主体」のみならず「地域活動の主体」と位置づけているところにも新たな視点が見られる。

（４）少子化対策における「父親」の位置づけ及び「父親支援策」

1990年代のわが国における少子化対策において、「父親」がどのように位置づけられ、「父親支援策」が展開されてきたのかをまとめておきたい。

エンゼルプランおよび新エンゼルプランでは、「女性の就業」を前提とした「男女の仕事と子育ての両立支援」の観点から「父親支援策」が展開されているが、父親を「育児の主体者」として積極的に位置づけてはいない。例えば、エンゼルプランやそれを実施するために策定された「緊急保育対策等5か年事業」等では「保育サービス」については数値目標値が示されているものの、「雇用環境の整備」においては抽象的な表現にとどまっており、「父親支援」の具体策には乏しい。

一方で二つのエンゼルプランにおいては、「子どもの健全な発達」を培う家庭において「父親の役割」こそが重要であるとの視点から、家庭教育における父親の位置づけが強化されているのも特徴である。具体的には、家庭教育を支援していくための「父親の子育て手帳」の作成・配布、父親のための子育て講座の開催などの実施が具体策としてあげられている。その背景には、90年代には「キレる子ども」「少年犯罪の低年齢化」などの子どもの問題がクローズアップされる一方で、児童虐待の増加など親の養育問題も行政側から問題にされたことも背景にある。

「少子化対策プラスワン」においては二つのエンゼルプランとは異なる視点が見られる。それは、少子化の背景には「家庭よりも仕事を優先する」という男性を中心とした働き方であり、それが未婚化・晩婚化・夫婦の出生力の低下へと直結すると見なしている点である。そして、これまでの少子化対策において、「働く母親」を前提とした保育サービスの充実が中心であったものから、父親を含めたすべての人の「働き方」を施策の対象としたところに一つの転換点が見られよう。

「家庭教育における父親」については、二つのエンゼルプランと同様に、「少子化対策プラスワン」においてもその役割を重視する姿勢があるが、続く「次世代育成支援対策推進法」においては「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という「親の子育て責任」を明確化させた。二つのエンゼルプランにおいて育児支援策が「子育て私事論」から「子育て公事論」へ変化しているとの指摘もあるが（垣内、2002）、「次世代育成支援対策推進法」においては「家庭育児責任」を前提とした「子育ての社会化」という論調に変化しており、1970年代後半に台頭した「日本型福祉社会論」との共通点が読みとれる。すなわち、エンゼルプラン以降、子育て支援の充実によって「子育ての社会化」が進みつつあるが、敢えて「家庭育児責任」「地域の共同体の再編」を強調させることで、公的責任を後退させようとする行政側の方向性である。

続く「少子化社会対策大綱」「子ども・子育て応援プラン」においては、「父親」を母親の育児ストレスや負担の軽減、子どもの健全な育ちにとって重要として位置づけ、育児の主体としての「父親支援策」が見られる。「子ども・子育てプラン」では、父親が子どもと過ごす時間を確保できるような「働き方の見直し」を具体的施策に掲げるだけでなく、父親を「地域活動の担い手」として見なしており、「子育て主体」さらには「地域活動の主体」とする「父親」への新たな視点が伺える。

3 自治体による家庭教育支援

(1) 静岡市における「父親教室」

上記のように、国による「父親の育児奨励策」が盛んになるにつれて、各地方自治体においても「父親の育児参加」あるいは「父親の家庭教育」を推進する取り組みが活発に行われている。例えば、静岡市では2005年に「静岡市次世代育成支援対策行動計画（静岡市子どもプラン）」が策定され、施策目標の一つに「保護者が愛情をもって子育てできる環境づくり」を掲げ、「子育ての主体である保護者の自覚を促すため、出産前、出産後の子育て期間を通じた相談・啓発事業を推進するとともに、父親の子育てへの積極的な参加を支援します」として「父親の育児」を奨励し、「家庭教育講座」「両親教室」「父親教室」「父子料理教室」などの事業を展開している。

本稿では、自治体における「父親支援策」の中でも「父親の家庭教育支援」に注目し、自治体主催の就学前児童と父親を対象にした「父親教室」について取り上げる。「父親教室」は全国的にも新しい事業であり、静岡市において「母親教室」は市内の複数の公的機関で実施されているのに対して、「父親教室」は新しい取り組みであり、その実態や効果は検証されていない。

本稿では、2、3歳児と父親を対象にした「父親教室（パパと遊ぼう）」を取り上げるが、この取り組みは静岡市では公民館にて初めて実施されたものである。「パパと遊ぼう」は2005年9月の土曜日の午前中において、1クール2回（2週間間隔）で1回につき約45分程度行われた。支援の内容は、インストラクターの指導により「あいさつ」からはじまり「おやこでストレッチ」「リズム体操」「手遊び」「フープ遊び」等を行い、身近な道具を使い、からだを動かす遊びを通して父子の関係性に働きかけ、父親の子育てを支援する目的で実施された。

(2) 調査方法

調査対象は2005年9月に公民館において開催された「父親教室（パパと遊ぼう）」に参加した父親と子どもである。参加者は一般公募によるものであり、参加者には研究の目的を説明し、質問紙調査及びビデオ撮影による観察調査についての同意を得た。

質問紙調査は、第1回の教室終了時に父親用および母親用の質問紙を封筒に入れて配布し、第2回目の教室開始時に回収した（留置法）。22票のうち15票（父親・母親計30人）が回収され、回収率は69.2%であった。質問紙の内容は、基本的属性、父子教室への参加理由、普段のかかわり、一日のスケジュール（平日および休日）、父子教室に参加した感想である。

観察調査は、第2回の教室にて固定ビデオカメラ1台を設置し、父親教室の開始から終了までを録画した。今回は道具を用いない比較的自然な親子の関わりである「おやこでストレッチ」場面について、4組の父子の交流行動を詳しく描写し、父親の行動について「視線」「柔軟性」「発展性」「主導性」の観点から分析した⁹⁾。

(3) 質問紙調査の結果および考察

①父親と子どもの属性

「父親教室」に参加した父子の属性については表1が示した通りである。父親の年齢では30代が最も多く、平均年齢は33.4歳である。配偶者の年齢は30代が多いものの、全体的には父親よりも若い。職業では父親は全員が会社員、配偶者は全員収入の伴う仕事をしていない「専業母親」であった。子どもの年齢では2歳児が3歳児に比べて多く、第1子が全体の86.7%を占めていた。そのうち、保育所などの

集団保育に日常的に通っている子どもはいなかった。

以上から、「パパと遊ぼう」に参加した父親は30代が最も多く、参加者全員が会社員と「専業主婦」という組み合わせであった。子どもは日常的に家庭で育てられており、きょうだいはいない子どもが多数である。

表1 対象者の属性

				人数(%)	
父親の年齢	20代後半	2 (13.4)	配偶者の年齢	20代後半	4 (26.7)
	30代前半	7 (46.7)		30代前半	7 (46.7)
	30代後半	5 (33.4)		30代後半	3 (20.1)
	40代前半	1 (6.7)		40代前半	1 (6.7)
子どもの年齢	2歳	11 (73.3)	子どもの出生順位	第1子	13 (86.7)
	3歳	4 (26.7)		第2子	2 (13.3)
家族構成	核家族世帯	3 (20.0)			
	三世帯家族世帯	12 (80.0)			

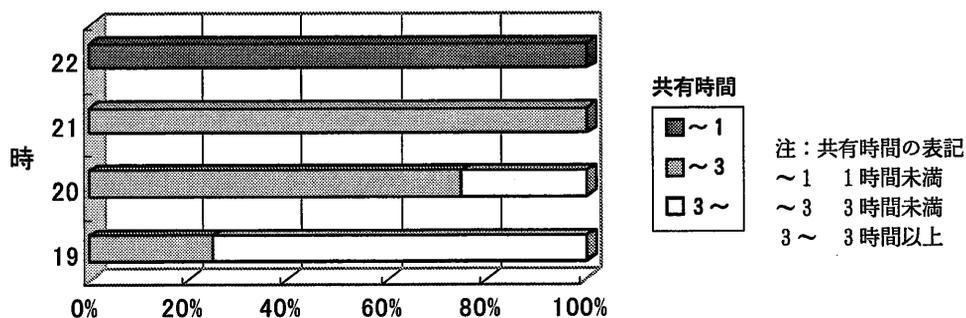
②父親が子どもと過ごす時間

平日に父親と子どもと一緒に過ごす時間は表2が示している。最も少ないのは0時間、最も多いのが4時間以上になっている。父親の帰宅時間別に父親と子どもの過ごす時間を示したのが図1である。19時台に帰宅する父親は3時間以上子どもと過ごす者が多いが、22時台に帰宅する父親は子どもと過ごす時間は1時間未満が多い。母親によれば「子どもを寝かしつける時刻」がおおよそ20時～21時に集中していることから、帰宅時間が20時台以降遅くなればなるほど、夜よりは朝の出勤前の時間が子どもと過ごす貴重な時間になっているといえる。一方、休日については「子どもと外出する」「子どもと散歩する」「子どもと遊ぶ」が多く、父親と子どもが過ごす時間も10時間以上であるケースがほとんどであった。したがって、平日に子どもとかわることが難しい父親は、休日に子どもと過ごすことで共有時間の不均衡を修正しようとしているといえる。そのような立場にある父親の心境は自由記述欄からも伺える。「父親の育児参加の必要性を感じながら、今の親たちが現実と闘いながら必死で子育てをしています。妻の負担を減らしたい、しかし会社の中の立場があり、思うように時間が作れないといった悩みがあります」と書かれており、仕事と育児の狭間で悩みながら子育てしている父親たちの姿が伺える。

表2 父親が子どもと過ごす時間（平日）

時間（分）	人数	%
0分以上～60分未満	3人	20.0%
60分以上～120分未満	4人	26.7%
120分以上～180分未満	2人	13.3%
180分以上～240分未満	3人	20.0%
240分以上	2人	13.3%
無回答	1人	6.7%

図1 帰宅時間からみる父子の共有時間（平日）



③ 「父親教室」に参加した理由

「父親教室」に参加した理由は表3が示すように「家族・友人に勧められた」が最も多い。母親において「母親教室への参加」では、全員が「参加経験あり」であったことから、母親がその体験をふまえて父親にも「父親教室」への参加を勧めたことが推測できる。その意味では、「父親教室」に参加するきっかけとしては父親が自らの主体的要求としてよりも妻（母親）の主導による人が多いといえる。

表3 父親教室の参加理由（複数回答）

参加理由	人数
子どもと楽しく遊びたかったから	4人
家族・友人にすすめられたから	12人
他の家族と交流したかったから	1人
以前にも同じような企画に参加したことがあったから	0人

④ 「父親教室」における子どもとのかかわり

初めて「父親教室」に参加したことについて、子どもへの見方やかかわり方を示したのが表4である。質問項目については小野寺他（1996）による「養育行動の柔軟性」項目から用いている。

表4 父親教室における子どもとのかかわり 人数(%)

	あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない
他の子と同じことができないと「困った子だ」と思った	0 (0)	2 (13.3)	3 (20.0)	10 (66.7)
子どもの言うこと、することを見ているとおもしろいと思った	14 (93.3)	1 (6.7)	0 (0)	0 (0)
子どもと同じレベルになって遊ぶことができた	6 (40.0)	6 (40.0)	2 (13.3)	1 (6.7)
どうしたいのか、子どもの意思がはっきりしないので困った	0 (0)	0 (0)	7 (46.7)	8 (53.3)
子どもの短所よりも、長所に目がいった	4 (26.7)	6 (40.0)	4 (26.7)	1 (6.7)
いろいろな工夫をして、子どもの気持ちをうまく変えることができた	4 (26.7)	8 (53.3)	3 (20.1)	0 (0)

表4が示すように、すべての父親は「子どもの言うこと、することを見ているとおもしろい」と答え、子どもの言動に対する共感性が見られる。また、「子どもと同じレベルになって遊ぶことができた」と答えている父親も多く（12人）、子どもの目線に立つかわりをしてしていると自覚している父親が多い。一方で、「他の子と同じことができないと『困った子だ』と思う」が示すように、他児と比較してやや否定的な見方をしている父親（2名）や、「いろいろな工夫をして、子どもの気持ちをうまく変えることができない」とする父親（3名）がいるなど、初めての「父親教室」において父親も子どもも緊張するなかで、自己主張が旺盛な2～3歳児に対して必ずしも柔軟にかかわることができないと自覚する父親もいることがわかる。

⑤父親の内面的変化

「父親教室」に参加したことによって、父親の内面にどんな変化が見られたのかを探るために、父親の自由記述からカテゴリー「親としての自分のふりかえり」「遊びの広がり」「新たな子どもの発見」を抽出し、キーワードを明記して分類した。

表5が示すように、父親と子どもが教室に参加することによって、親としての自分をふりかえる機会となり、子育てや子どもに対して前向きな気持ちをもつようになってきていることである。また、子どもの内面や新たな子どもの一面を発見することによって、子ども理解がより深まったことがあげられる。さらに、教室に参加することによって、子どもの要求に応える遊びを学び、より活発な父子かかわりのきっかけづくりになったことも考えられる。また、自分をふりかえる中でかかわりの柔軟性に気づくなどの子育て力量の向上につながったとも思われる。

表5 父親教室に参加したことによる父親の内面的変化

カテゴリー	自由記述に見られる父親の内面
親としての自分のふりかえり	前半、子どもは場に慣れることができず、ずっと「抱っこ」していました。しかし、後半から見違えるように生き生きと過ごせて満足です。あとから思えば父親の私が緊張していた為に、子どもにも伝わっていたのかもしれない。 <自分の緊張が子どもに伝わることの気づき> 言われたとおりの動きをすることにこだわらず、子どもの好きなようにさせることの大切さを感じました。 <かかわりにおける「柔軟性」への気づき>
遊びの広がり	週末（休日）しか子どもと接する機会がないため、普段子どもがどんな遊びをしているか、どんな遊びが楽しいのかというのを教えてもらうのは非常にありがたいと思います。 <子どもの要求に応える遊びの学び>
新たな子どもの発見	この様な機会は初めてだったが、思ったより楽しかった。自分が見ている子どもとは違った一面を見れた。 <子どもの別の側面の発見> 子どもは親に似ていることを痛感した（行動・考え・動き） <子どもと自分とのつながりの気づき> 娘の別の一面（社会に向いた面）を見ることができ、意外かつ楽しかった。家では兄と弟がおり、一人で父を独占出来ないの、今回は1対1で遊べて楽しかったようだ <子どもの別の側面の発見> 子どもと一緒に参加することができて良かった。子どもが周囲の雰囲気緊張していつものように動けず、ずっと固まっていたので、少し残念だった。 <子どもの内面への気づき>

注：<>はキーワードを示す。

父親教室は父親と子どもが参加するものであるが、家族システムの観点からみる場合、父親教室の参加によって父子の関係性が良好になるだけでなく、父親と母親が教室の話題を共有することができ、夫婦関係さらには家族全体の関係性にも寄与する可能性を含んでいると考えられよう。

(4) 観察調査の結果および考察

前述したように、道具を用いない比較的自然な親子の関わりである「おやこでストレッチ」場面について、4組の父子の交流行動を詳しく描写し、それらを「視線」「柔軟性」「発展性」「主導性」の観点から分析した。「おやこでストレッチ」場面は「なかよし握手」「大きくなる小さくなる」「横にゆれる」からなっている。

「おやこでストレッチ」場面の観察から父親のかかわり行動を示したのが表6である。A親子およびB親子は、子どもへの言語的あるいは身体的やりとりが多く、子どもが父親の動きに応じるように動いているところに父子間の調和的な相互作用が見られる。視線も合うことが多く、身体的な接触も多い。父親はインストラクターの指示する動きをさらに発展させて子どもの要求に応えようとする姿も見られる。また、子どもが遊びの合間に抱きついたり、ぶらさがったりする場合、そのような子どもの近接要求に応えようとしており、受容的で柔軟性のある父親の関わりが見られる。

一方、D親子では子どもは父親よりもインストラクターを見ることが多く、父親も子どもがインストラクターの指示する以外の動き、たとえば遊びの合間に子どもが寄りかかるなどすると、子どもの背中を押したり、立たせたりして、インストラクターの指示に従うようにさせている。A親子やB親子に見られたような受容的で柔軟性のある子どもへの関わりは見られない。

C親子では父親は子どもへ言語的、身体的な働きかけを行っているが、子どもから拒否されている。父親は子どもの意向に反した動きをさせようとするほど子どもの自己主張が強くなり、子どもの気持ちを変えることができない。

4組の親子について父子交流活動の違いに影響を及ぼす要因を探るために、4組の父子間の日常なにかかわりの量と質の関連を示したのが表7である。表が示すように、受容的で柔軟性のあるかかわりを行っているA父親とB父親では、「子どもと過ごす時間」がC父親より長いだけでなく、子育ての質においても「世話」を「毎日」あるいは「週3～4日」行っている。すなわち、子育ての量だけでなく質が「初めての父親教室」という緊張を強いられる場面における父子相互作用に影響を及ぼしていることが考えられる⁷⁾。特に、子育ての質において父親による「世話」の多少が父子相互作用に関連がみられることが示唆されたが、「世話」を行う日々のやりとりのなかで、父親が子どもの要求や内面に敏感に応じ、柔軟性のあるかかわりを学習することができるためではないかと思われる。

4 まとめと今後の課題

本稿では1990年（平成2年）の「1.57ショック」を契機に開始された国による一連の少子化対策において「父親」がどのように位置づけられ、「父親支援策」が展開されてきたのかを概観した。「父親支援策」は大きくは「雇用環境の整備」と「家庭教育支援」に分けられるが、本稿では「家庭教育支援」としての自治体主催による「父親教室」に着目し、質問紙法および観察法からその実態を明らかにした。そこで、本稿のまとめを行い「父親支援策」の課題を考察していきたい。

1990年代の国による一連の少子化対策においては「父親の育児参加」あるいは「父親の家庭教育」への支援が方針として掲げられ、「父親」が「育児の援助者」から「育児の主体者」、近年では「地域活動

表6 「おやこでストレッチ」場面の観察からみる父子交流活動

親子の属性	視線	柔軟性	発展性	主導性
A 親子 父親 32歳 子ども3歳6か月 男 第1子	父親がインストラクターの顔を向けると、子どもも同じ方向を見る。また、父親が子どもの顔を見て動くとき子どもも父親の顔を見ながら父親の動きにあわせて動く。全体的に子どもを見つめていることが多い。	子どもが脚を動かしたり、あたりを見回したり等、思うがままに動くが父親は注意することなく、受けとめている。	父親はインストラクターの指示する遊びをより大きな動作で行う。	遊びながら子どもに「右手」「左手」を教えるなどの父親の言語的、主導的なかわりがある。 子どもは身体の力をぬいて父親に身体をまかせるように動く。
B 親子 父親 40歳 子ども2歳9か月 女 第2子	互いに向かい合うことが多い。 子どもは父親の動きに反応しながら、父親の方を向き、手をつないだままである。	遊びの合間に父親の胸の中へ飛びついたり、ぶらさがったりすると、父親は子どもを抱きかかえたり、子どもを支えたりし、子どもの近接要求に応える。	父親は子どもの身体をゆらしたりして、インストラクターの指示をさらに発展させた動きをする。	父親は言語的、身体的はたらきかけをしながら子どもの動きをリードする。子どもは身体の力をぬいて父親に寄りかかる。 父親は子どものゼッケンを直したりするなどの配慮もある。
C 親子 父親 26歳 子ども3歳1か月 男 第1子	父親は子どもの後ろに立ち、子どもを動かそうと子どもの背後から手をふれたり、子どもの顔をのぞきこむが、父親の手をふりはらい動こうとはしない。	子どもの頑なな自己主張に対して、父親が子どもの気持ちを変えることができない。	父子遊びのやりとりが成立していない。	子どもはリズムにあわせて身体を動かそうとは全くしようとせず、自分のお腹に手を付けて立ったままである。子どもに言語的、身体的働きかけをするが子どもは動こうとしない。
D 親子 父親 38歳 子ども2歳9か月 男 第1子	父親の動きに応えるように子どもは身体を動かしているが、子どもはインストラクターを見ていることが多い。	子どもは遊びと遊びの合間に父親に寄りかかるが、そのたびに父親は子どもの背中を押したり、立たせたりする。インストラクターが指示する動きを子どもにとらせようとするが、子どもの近接要求を受け入れていない。	父親は腕を振る速さや高さを変えるなど、インストラクターの指示をさらに発展させたかわりをしていく。	父親の腕や身体の動きや速度に応えるように子どもは身体を動かしている。

表7 父親にみる量・質的かわり

	量的かわり		質的かわり	
	子どもと過ごす時間(平日)	お風呂(回)	遊び(回)	世話(回)
A父親	4時間	週3~4	週3~4	週3~4
B父親	2時間30分	週1	週1	毎日
C父親	1時間	週1	週3~4	週1
D父親	無回答	週3~4	週1	ほとんどしない

の主体者」として位置づけが変化している。この背景には、少子高齢化の進展によって将来の労働力不足が予想されるなかで、「女子労働者の積極的活用」を可能にするための社会構造の構築が必要とされ、「母親だけが子育てをする」から「母親も父親も子育てをする」さらには「地域で子育てを支援する」という行政側の子育て観の転換が指摘できる。

このような子育て観の下、国や自治体による「父親支援策」が展開されるようになり、自治体では「家庭教育支援」として「父親教室」に取り組む自治体が増えている。本稿においては、静岡市にて開催された「父親教室（パパと遊ぼう）」に参加した父親と子どもを対象に、質問紙法および観察法にて調査を行った。「父親教室」に参加した父親では全員が会社員で妻（母親）は「専業主婦」という組み合わせあり、多くは本人の主体的要求というよりは妻（母親）の主導によって参加した人が多くなっていた。参加者の子どもは2～3歳児であり、日常的に家庭で育てられ、きょうだいがいない子どもが多く、平日に父親と過ごす時間が最低では0時間、最高では4時間以上と開きが見られた。このような平日の父子かかわりの量および質の違いが、「父親教室」における父子交流活動の違いにも影響を及ぼしていることが観察調査からも伺えた。たとえば、日常的な世話を「毎日」あるいは「週3～4日」行っている父親ほど、「父親教室」においても子どもの要求や内面を敏感に応じた柔軟性のあるかかわりを行っていた。「父親教室」に参加した父親では、子どもの言動に対して共感したり、同じレベルに立って遊ぶことができたと答える者が多かったが、他児と比較して子どもにやや否定的な見方をしたり、初めての父親教室において父親も子どもも緊張するなかで、自己主張が旺盛な2～3歳児に対して必ずしも柔軟にかかわることができないことを自覚する父親もいた。

全体として「父親教室」の効果として、今回は父親の内面変化からのみ明らかにしているが、父親が子どもと共に「父親教室」に参加することによって、親としての自分をふりかえる機会となり、子育てや子どもに対して前向きな気持ちをもつようになってきていることである。また、子どもの内面や新たな子どもの一面を発見することによって子ども理解がより深まり、子育て力量の向上につながったとも思われる。さらに、教室に参加することによって、子どもの要求に応える遊びを学び、より活発で応答的かつ柔軟性のある父子かかわりのきっかけづくりになったことも考えられる。

一方で、「父親教室」は孤立した親が他の親と知り合う場をつくる、いわゆる父親同士のネットワークキングの場としては機能しておらず、「子育て主体者」から「地域活動の主体者」への広がりは見られない。多くの「母親教室」では教室終了後に母親同士でサークルを立ち上げたり、既存のサークルに加わるなどのネットワークキングがなされるが、「父親教室」では「おやじの会」などの自主的なサークル編成にはつながっていない。特に「父親教室」では母親と比較して1クールの回数が少ないことが背景にあると思われるが、父親たちが継続性のある「父親教室」やネットワークキングの場を望んでいるのか、父親たちの声を聴くことが必要であろう。また、「父親教室」の参加者を広げるためにも、「父親教室」や「父親講座」等に参加できない父親、さらに言えば子育てにはあまり熱心でなく、本来最も「支援」が必要な父親のニーズを把握し、「家庭教育支援」の施策に活かしていくことが求められよう。冬木（2005）では、年齢が若く、子育て経験の浅い父親が子どもの心理を読むことに長けておらず、父子関係に不安を感じていることが明らかにされているが、このような父親に焦点を当てた「子育て相談」を取り入れることも一つであろう。

今回は「父親支援策」における「雇用環境の整備」について詳細には論じていないが、父親の子育て参加を進めるためには、「雇用環境の整備」は欠かせない。次世代育成支援対策推進法によって、従業員301人以上の企業には一般事業主行動計画の策定が義務づけられ、「子育てに優しい職場環境の整備」が進められているが、従業員が300人以下の中小企業では努力義務である。静岡県に限っても県内企業

の多くが中小企業であり、県中小企業団体中央会による調査によれば、従業員300人から100人規模200社のうち一般事業主行動計画策定については「策定済み」は4.0%、「策定中」は2.0%であり、「策定を検討中」14.5%である（静岡新聞2006年8月17日付）。父親の子育て参加を進めることが企業にとってどのようなメリットがあるのか理論的な検討が必要であり、行政はそれに基づいた企業への取り組みが求められる。

付記 本研究は平成18年度科学研究費補助金（若手研究B）「『父親の不在』の解決を目指した諸施策の現状と有効性に関する研究」（課題番号18700583）によるものである。ただし、データについては2005年度岩崎裕子（教育学部家庭科教育専修）による卒業論文「父と子のあそびからみた家族コミュニケーション」のデータを本人の了解を得た上で使用・分析した。

注

- 1) 1970年代以降の父親論の推移については、拙稿「『父親の不在』をめぐる実証的研究」を参照されたい。
- 2) たとえば、経済産業省「男女共同参画に関する研究会報告書」（2001）では「女子労働者の積極的活用」を可能にするための社会構造の構築が提唱されている。
- 3) 母子教室についての実態や効果については谷向みつえ他（2003）「子育て支援親子教室における効果指標とその測定に関する調査研究」において記されている。
- 4) 一連の少子化対策においても「家庭の養育力の低下」が指摘されているが、この行政側の言説についてはより厳密な検討が必要であろう。広田（1999）によれば、高度経済成長期以前は子どものしつけ機能は「地域社会」が大きな役割を担っていたとの見方もある。「家庭の養育力」がいつと比較して、どのように「低下」したのかについて検討が必要であろう。
- 5) 日本型福祉社会論については『社会福祉・社会保障大事典』旬報社p.388を参考にした。
- 6) 「視線」とは「父子交流活動において父親と子どもの視線が合うことがどれぐらいあるか」、「柔軟性」とは「インストラクターの指示する以外の子どもの動きをどれぐらい受けとめる柔軟性があるか」、「発展性」とは「インストラクターの指示する動きを子どもの要求に応えるようにどれぐらい発展させた動きをするか」、「主導性」とは「父親が子どもをリードするよう、身体的、言語的はたらきかけをどれぐらい行い、子どもとどのような相互作用を行っているか」という観点である。
- 7) 父子相互作用には父親側の要因だけでなく、子ども側の要因たとえば「子どもの気質」などの要因も考慮に入れること、またより大きなサンプルで検証する必要がある。

引用文献

- 冬木春子 2003「『父親の不在』をめぐる実証的研究」大阪市立大学大学院生活科学研究科博士論文
- 冬木春子 2005「乳幼児をもつ父親の育児ストレスとその影響」日本家政学会家族関係学部会『家族関係学』No.24, 21-33
- 広田照幸 1999『日本人のしつけは衰退したか』講談社現代新書
- 事典発行委員会 2004『社会福祉・社会保障大事典』旬報社
- 垣内国光 2002「育児支援策の思想と現実」垣内国光他編『子育て支援の現在』ミネルヴァ書房, 49-69.
- 小野寺敦子他 1996「親和性・自律性と育児参加,子どもの価値および親としての成長・変化」牧野カッコ他編『子どもの発達と父親の役割』ミネルヴァ書房, 147-158.

杉山隆一 2004「次世代育成支援地域行動計画の概要と課題」保育研究所編『次世代育成支援』草土文化社

谷向みつえ 2003「子育て支援親子教室における効果指標とその測定に関する調査研究」『平成16年度児童関連サービス調査研究等事業報告書』財団法人こども未来財団